

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成31（令和元）年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

環境部	環境保全課
土木部	道路管理課、道路整備課

2 監査の実施期間

令和2年1月16日から令和2年2月21日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

環境部

- （1）環境保全課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方

交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならぬとされているが、県支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。

平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
水質自動測定局 (鹿見堂)	良好に管理されていた。
大気汚染自動測定局 (四之宮)	良好に管理されていた。
大気汚染自動測定局 (大野)	良好に管理されていた。

土木部

(1) 道路管理課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、道路施設維持管理事業における委託を行った際に、地方自治法施行令に定める条項の適用誤りがあったので、適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
日向岡トンネル	良好に管理されていた。

(2) 道路整備課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上